



亀岡市監査公表 第 6 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和3年度定期監査及び行政監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和5年12月26日

亀岡市監査委員 関本孝一
亀岡市監査委員 小川克己

令和3年度定期監査及び行政監査結果に対する措置状況

指摘事項	講じた措置
<p>市民生活部 火葬場整備推進課</p> <p>改葬許可証明書について、手数料が納付される前に証明書を交付しているものがあった。</p> <p>亀岡市手数料徴収条例には、手数料は、徴収する事項についての申請、交付又は閲覧の際に、申請者からこれを徴収すると定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	<p>亀岡市手数料徴収条例に基づき、手数料が納付されてから証明書を交付するよう事務処理を徹底した。</p>